

2000年5月18日制定

2014年5月17日改正

2019年5月11日改正

精密工学会北陸信越支部技術賞 規定

1. 総則

- 1-1 精密工学会北陸信越支部に、精密工学会北陸信越支部技術賞を設ける（以下、支部技術賞という）。
- 1-2 精密工学の領域で創造的業績を上げるとともに、支部の活動に積極的に貢献した企業・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して、支部技術賞を贈賞する。
- 1-3 贈賞の対象となる業績は、次の分野とする。
 - (1)精密機器に関する開発または研究
 - (2)生産加工技術に関する開発または研究
 - (3)その他、上記(1)(2)に準ずるもの
- 1-4 受賞資格は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (1)前項の業績を上げた企業の個人または5名以内のグループであること。
 - (2)最近公表された業績、あるいは近く公表される業績であること。
 - (3)北陸信越地区所在の企業、研究機関等に所属している者を、少なくとも1名含むこと。
 - (4)ほかに公的褒賞を受けていない業績であること。
- 1-5 贈賞は、原則として毎年3件以内とする。

2. 審査

- 2-1 申請者は所定の応募書式にて申請し、審査は精密工学会北陸信越支部幹事会が担当する。ただし、審査委員に利益相反がある場合は、当該応募の審査から除く。
- 2-2 審査委員長は、精密工学会北陸信越支部支部長がこれにあたる。

3. 表彰

- 3-1 表彰は、当該年度の北陸信越支部学術講演会会場において、これを行うことを原則とする。
- 3-2 被表彰企業には楯、被表彰者（5名以内）には賞状を贈る。

附記

2000年度第1回幹事会(2000/5/18)にて承認

2014年度第1回幹事会(2014/5/17)にて承認

2019年度第1回幹事会(2019/5/11)にて承認